

告示

埼玉県病院事業告示第十七号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金のうち、駐車場料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和元年十月十五日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市西区大字西新井字堤崎前五百五番地百二十一 ビソー工業株式会社 代表取締役 戸張 四郎	令和元年十月一日 から令和四年九月 三十日まで